

資料 別紙

(参考資料)

第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）関係資料

平成28年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年11月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

平成28年9月28・29・30日開催
「大阪市介護予防・日常生活支援総合
事業」説明会資料より 抜粋

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 (案) について

- 1 予防給付等から総合事業への移行（イメージ）

介護保険制度

< 現行 >

< 移行後 >

介護給付（要介護1～5）

現行と同様

介護給付（要介護1～5）

予防給付
（要支援1～2）

訪問看護、福祉用具等

現行と同様

予防給付（要支援1～2）

訪問介護、通所介護

事業に移行

介護予防・日常生活支援総合事業

全市町村で
実施

多様化

介護予防事業

一次予防事業

二次予防事業

介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス など

一般介護予防事業

地域支援事業

地域支援事業

包括的支援事業・任意事業

地域包括支援センターの運営
在宅医療・介護連携推進事業
認知症施策推進事業
生活支援体制整備事業

など

現行と同様

包括的支援事業・任意事業

地域包括支援センターの運営
在宅医療・介護連携推進事業
認知症施策推進事業
生活支援体制整備事業

など

総合事業のサービス

介護予防・生活支援サービス事業

必要度に応じた多様なサービスを提供

現行

移行後

〔訪問型サービス〕

介護予防訪問介護

介護予防型訪問サービス
(現行相当型)

内容：訪問介護員が身体介護、生活援助を提供
対象者：既に介護予防訪問介護を利用されている方
新たに利用される方で認知機能低下のある方や身体介護が必要な方等

生活援助型訪問サービス(新)
(基準緩和型)

内容：本市研修の修了者が生活援助を提供
対象者：「現行相当型」の対象者以外の方
報酬単価：「現行相当型」の75%程度

サポート型訪問サービス(新)
(短期集中型)

内容：うつ予防・口腔・栄養のプログラム(3~6か月程度)
対象者：閉じこもりの方、口腔の機能向上や栄養改善の必要な方

〔通所型サービス〕

介護予防通所介護

介護予防型通所サービス
(現行相当型)

内容：3時間以上の食事・入浴等および機能訓練

短時間型通所サービス(新)
(基準緩和型)

内容：3時間未満の食事・入浴等または機能訓練
対象者：サービス利用開始時の慣らし利用、入浴のみの利用など
報酬単価：「現行相当型」の70%程度

選択型通所サービス(新)
(短期集中型)

内容：運動・口腔・栄養のプログラム(3か月程度)を提供
対象者：運動・口腔の機能向上又は栄養改善の必要な方

一般介護予防事業

住民主体の介護予防活動を推進

一次予防事業

二次予防事業

再構築

一般介護予防事業

いきいき百歳体操の普及を支援

- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業 など

訪問型サービスの概要

類 型	介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス	サポート型訪問サービス
目 的	要支援状態の維持・改善 要介護状態になることの予防	生活の質の確保・向上	生活機能の向上
サ ー ビ ス 内 容	訪問介護員による身体介護・生活援助	研修受講者による調理・掃除・買物・洗濯等の生活援助（老計第10号の範囲内）	閉じこもり・認知症・うつ予防 口腔機能向上 栄養改善
対 象 者	要支援1又は2（要支援認定） 既に介護予防訪問介護を利用している方 新たにサービス利用する方 （認知機能の低下や身体介護が必要な状態等により訪問介護員によるサービス提供が必要な方）	要支援1又は2（要支援認定） 既に介護予防訪問介護を利用している方のうち希望する方 新たにサービス利用する方 （介護予防型訪問サービスの利用対象者を除く）	要支援1又は2（要支援認定） 看護師・歯科衛生士・管理栄養士等の訪問による支援が必要な方 事業対象者（基本チェックリスト該当者） 看護師・歯科衛生士・管理栄養士等の訪問による支援が必要な方
利 用 頻 度	要支援1 週1回程度、2回程度 要支援2 週1回程度、2回程度、2回超	要支援1 週1回程度、2回程度 要支援2 週1回程度、2回程度、2回超 （事業対象者 週1回程度、2回程度、2回超）	要支援1・2、事業対象者とも ・閉じこもり・認知症・うつ予防 6か月間で月1回 計6回 ・口腔機能向上 3か月間で月1回 計3回 ・栄養改善 6か月間で月1回 計6回
サ ー ビ ス 提 供 主 体	指定介護保険サービス事業者 （法人格を有すること）	指定介護保険サービス事業者 （法人格を有すること）	大阪市（直営）
基 準	・別居の親族に対するサービス提供の禁止を追加 ・上記以外は、現行の介護予防訪問介護と同じ	・サービス提供者の資格要件等の人員基準を緩和 ・サービス計画の作成にかかる運営基準を一部緩和 ・別居の親族に対するサービス提供の禁止	-
サ ー ビ ス 提 供 者	訪問介護員 介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者等	本市が実施する生活援助サービス従事者研修修了者 （3級ヘルパー、訪問介護員も可能）	本市が雇用する 看護師、歯科衛生士、管理栄養士等
利 用 者 負 担	あり 原則1割負担（一定以上所得の方は2割負担）	あり 原則1割負担（一定以上所得の方は2割負担）	なし
マ ネ ジ メ ン ト	介護予防サービス計画（介護予防支援） 介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画（介護予防支援） 介護予防ケアマネジメント	初回のみケアマネジメント
支 払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払	-

通所型サービスの概要

類型	介護予防型通所サービス	短時間型通所サービス	選択型通所サービス
目的	心身機能の維持・回復 生活機能の維持・向上	心身機能の維持・回復 又は 生活機能の維持・向上	運動機能の機能向上、口腔機能向上、栄養改善による生活機能の向上、要支援状態の回復、要介護状態になることの予防
サービス内容	入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 身体機能の向上のための機能訓練 日常生活機能向上のための機能訓練 など	入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 身体機能の向上のための機能訓練 日常生活機能向上のための機能訓練 など	運動器の機能向上プログラムの実施 口腔機能向上プログラムの実施 栄養改善プログラムの実施
対象者	要支援1又は2（要支援認定） 概ね3時間以上の通所サービスの利用が必要な方	要支援1又は2（要支援認定） 概ね3時間未満の通所サービスの利用が必要な方	要支援1又は2（要支援認定） 事業対象者（基本チェックリスト該当者） 運動器の機能向上又は口腔機能向上、栄養改善のいずれか若しくは複数のプログラムの実施が必要な方 ただし、同一区分のプログラムの再利用は不可
利用頻度	要支援1 週1回程度 要支援2 週1回程度 、2回程度 （事業対象者 週1回程度、2回程度）	要支援1 週1回程度 要支援2 週1回程度 、2回程度 （事業対象者 週1回程度、2回程度）	要支援1・2、事業対象者とも ・運動器の機能向上 週1回 計14回 ・口腔機能向上 月1回 計3回 ・栄養改善 月1回 計3回
サービス提供主体	指定介護保険サービス事業者 （法人格を有すること）	指定介護保険サービス事業者 （法人格を有すること）	指定介護保険サービス事業者 （法人格を有すること）
基準	現行の介護予防通所介護と同じ ただし、サービス提供時間は概ね3時間以上	現行の介護予防通所介護と同じ ただし、サービス提供時間は概ね3時間未満	現行の二次予防事業（運動型・複合型）の 職員配置人数等の人員基準を緩和
サービス提供時間	概ね3時間以上	概ね3時間未満	概ね90分以上
利用者負担	原則1割負担（一定以上所得の方は2割負担）	原則1割負担（一定以上所得の方は2割負担）	原則1割負担（一定以上所得の方は2割負担）
マネジメント	介護予防サービス計画（介護予防支援） 介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画（介護予防支援） 介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画（介護予防支援） 介護予防ケアマネジメント
支払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払

介護予防ケアマネジメントの概要

類型	介護予防ケアマネジメント	初回のみケアマネジメント
対象者	要支援1又は2（要支援認定） 事業対象者（基本チェックリスト該当者）	要支援1又は2（要支援認定） 事業対象者（基本チェックリスト該当者）
サービス内容	対象者が対象サービスを利用する際に実施するケアマネジメント（現行の介護予防支援と同様のケアマネジメント） ・アセスメントの実施 ・介護予防ケアプラン原案の作成 ・サービス担当者会議の開催 ・介護予防ケアプランの説明・同意・交付 ・毎月のモニタリングの実施 など	対象者が対象サービスを利用する際の初回のみ実施するケアマネジメント ・アセスメントの実施 ・アセスメント結果記録の作成 ・アセスメント結果記録の説明・同意・交付 ・サービス終了時の再アセスメントの実施 など
対象サービス	1 訪問型サービス 介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス 2 通所型サービス 介護予防型通所サービス 短時間型通所サービス 選択型通所サービス	1 訪問サービス サポート型訪問サービス
実施方法	地域包括支援センターへの委託 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託も可能	地域包括支援センターへの委託
実施主体	地域包括支援センター 地域包括支援センターから一部委託を受けた居宅介護支援事業者 一部委託の範囲は、一部委託契約の内容により異なる	地域包括支援センター
基準	現行の介護予防支援と同じ	サービス担当者会議の開催、毎月のモニタリングの実施等の運営基準を緩和
利用者負担	なし	なし
支払	国保連合会経由で審査・支払	国保連合会経由で審査・支払

（参考）利用するサービスとケアマネジメントの種類

利用者	利用するサービス		ケアマネジメントの種類	（参考）サービスコード
	予防給付	総合事業		
要支援者			介護予防支援（介護予防サービス計画）	4 6
			介護予防支援（介護予防サービス計画）	4 6
			介護予防ケアマネジメント	独自の4桁数字
事業対象者			介護予防ケアマネジメント	独自の4桁数字

介護予防ケアマネジメントの単価

「介護予防ケアマネジメント」「初回のみケアマネジメント」ともに、これまで同様に月当たりの包括単価とします。

「介護予防ケアマネジメント」は、各種加算を含めて現行の介護予防支援と同等の単価設定とします。

「初回のみケアマネジメント」は、サービス担当者会議の開催等の運営基準の緩和を行うが、サービス終了時の再アセスメントの実施を義務付けることにより、現行の介護予防支援と同等の単価設定とします。

各種加算は初回加算のみ算定可能

1 単位当たりの単価は、11.12円

地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所へ、原案作成等の一部委託を行う場合の単価設定は、従前の介護予防支援と同等の単価設定としたい。（今後、地域包括支援センター運営協議会で検討）

（参考）現行の介護予防支援の一部委託料：4,207円（基本報酬 4,781円のうち）

(参考) 介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	初回のみマネジメント																						
<table border="0"> <tr> <td>基本報酬</td> <td>430単位 / 月</td> </tr> <tr> <td>各種加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 初回加算</td> <td>300単位</td> </tr> <tr> <td>・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</td> <td>300単位</td> </tr> </table>	基本報酬	430単位 / 月	各種加算		・ 初回加算	300単位	・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	<table border="0"> <tr> <td>基本単価</td> <td>430単位 / 月</td> </tr> <tr> <td>各種加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 初回加算</td> <td>300単位</td> </tr> <tr> <td>・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</td> <td>300単位</td> </tr> </table>	基本単価	430単位 / 月	各種加算		・ 初回加算	300単位	・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	<table border="0"> <tr> <td>基本単価</td> <td>430単位 / 月</td> </tr> <tr> <td>各種加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 初回加算</td> <td>300単位</td> </tr> </table>	基本単価	430単位 / 月	各種加算		・ 初回加算	300単位
基本報酬	430単位 / 月																							
各種加算																								
・ 初回加算	300単位																							
・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位																							
基本単価	430単位 / 月																							
各種加算																								
・ 初回加算	300単位																							
・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位																							
基本単価	430単位 / 月																							
各種加算																								
・ 初回加算	300単位																							

- 1 サービス利用の手続き

新規でサービスを利用する場合

第1号被保険者（65歳以上の方）

相談

区役所・地域包括支援センター

基本チェックリスト

要介護・要支援認定

非該当 該当

事業対象者

非該当（自立）

要支援1～2

要介護1～5

ケアプラン作成（地域包括支援センター）

ケアプラン作成
（居宅介護支援事業所）

総合事業のサービス

予防給付サービス

介護予防訪問看護
介護予防通所リハビリ
介護予防福祉用具貸与 など

介護給付サービス

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリ
通所介護
通所リハビリ
福祉用具貸与 など

介護予防型訪問サービス

生活援助型訪問サービス

サポート型訪問サービス

介護予防型通所サービス

短時間型通所サービス

選択型通所サービス

健診実施

健診実施

健診実施

一般介護予防事業（なにわ元気塾・いきいき百歳体操などの地域の通いの場等）

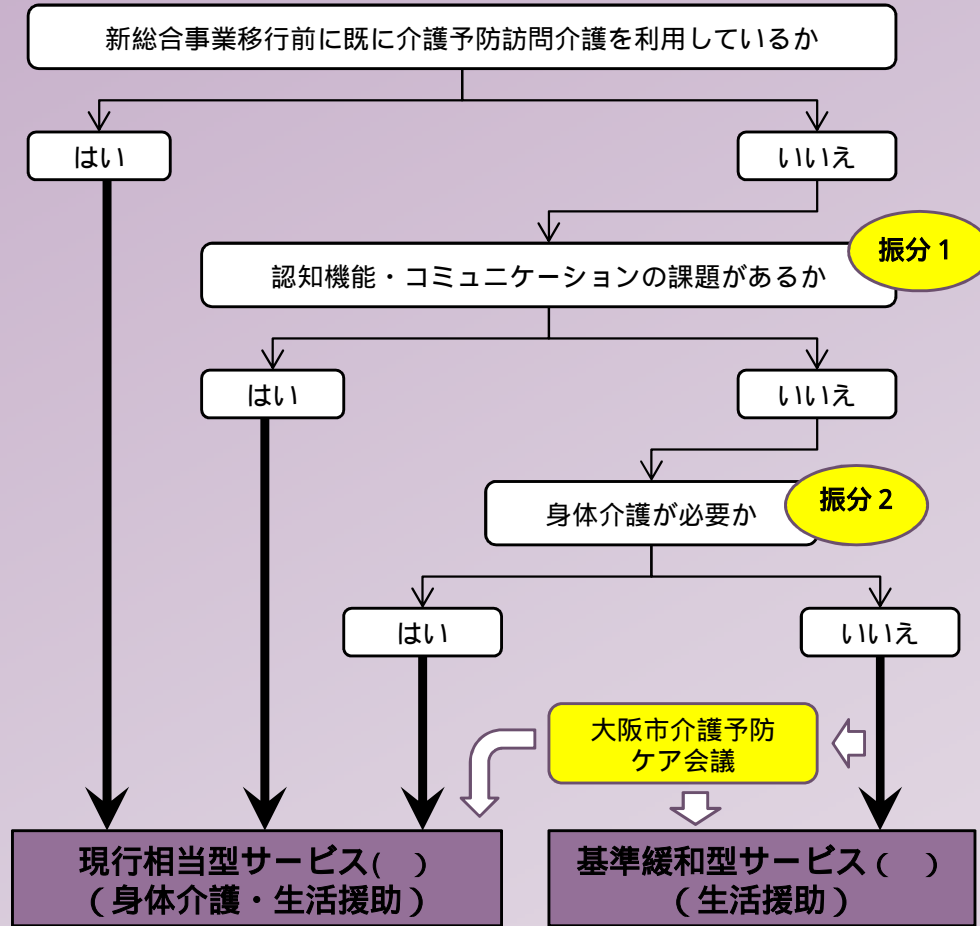
地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所を含む。

- 2 サービス利用に係る利用対象者の振分け

訪問型サービス

介護予防ケアマネジメントを通じて必要な支援の内容と時間を決定

訪問介護員等による現行相当型サービス利用の必要性について、次のプロセスで利用者の状態像を確認し、市域全体で統一的な振り分けを行う



当該サービスを含め、対象となる利用者の状態像がより軽度なサービスについては、利用者の希望を勘案し、ケアマネジメントにより利用が可能

現行相当型サービスの振分けについて

振分1

主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」を用いて確認

ランク 以上又はM

ランク自立又は であるが、認定調査票等の関係項目で特定の選択肢に該当

振分2

主治医意見書の「障がい高齢者の日常生活自立度」を用いて確認

ランクB以上

ランク自立又は「1又は「2又は「A1又は「A2であるが、認定調査票等の関係項目で特定の選択肢に該当

(仮称)大阪市介護予防ケア会議のイメージ

目的	現行相当型サービス（訪問型）の提供の必要性について、多職種による専門的な観点から意見をいただく
検討対象	「振分1」「振分2」の結果、「基準緩和型サービス」の利用がふさわしいとなったが、介護支援専門員が現行相当型サービスの提供が必要と考えるケース
構成員	医療・介護予防・ケアマネジメントの観点について専門的な知見を有する方
開催頻度	月1回程度
事務局	福祉局高齢者施策部高齢福祉課

通所型サービス

介護予防ケアマネジメントを通じて必要な支援の内容と時間を決定

3時間以上のサービス利用

➡ 現行相当型サービス

3時間未満のサービス利用（1か月間を通じて）

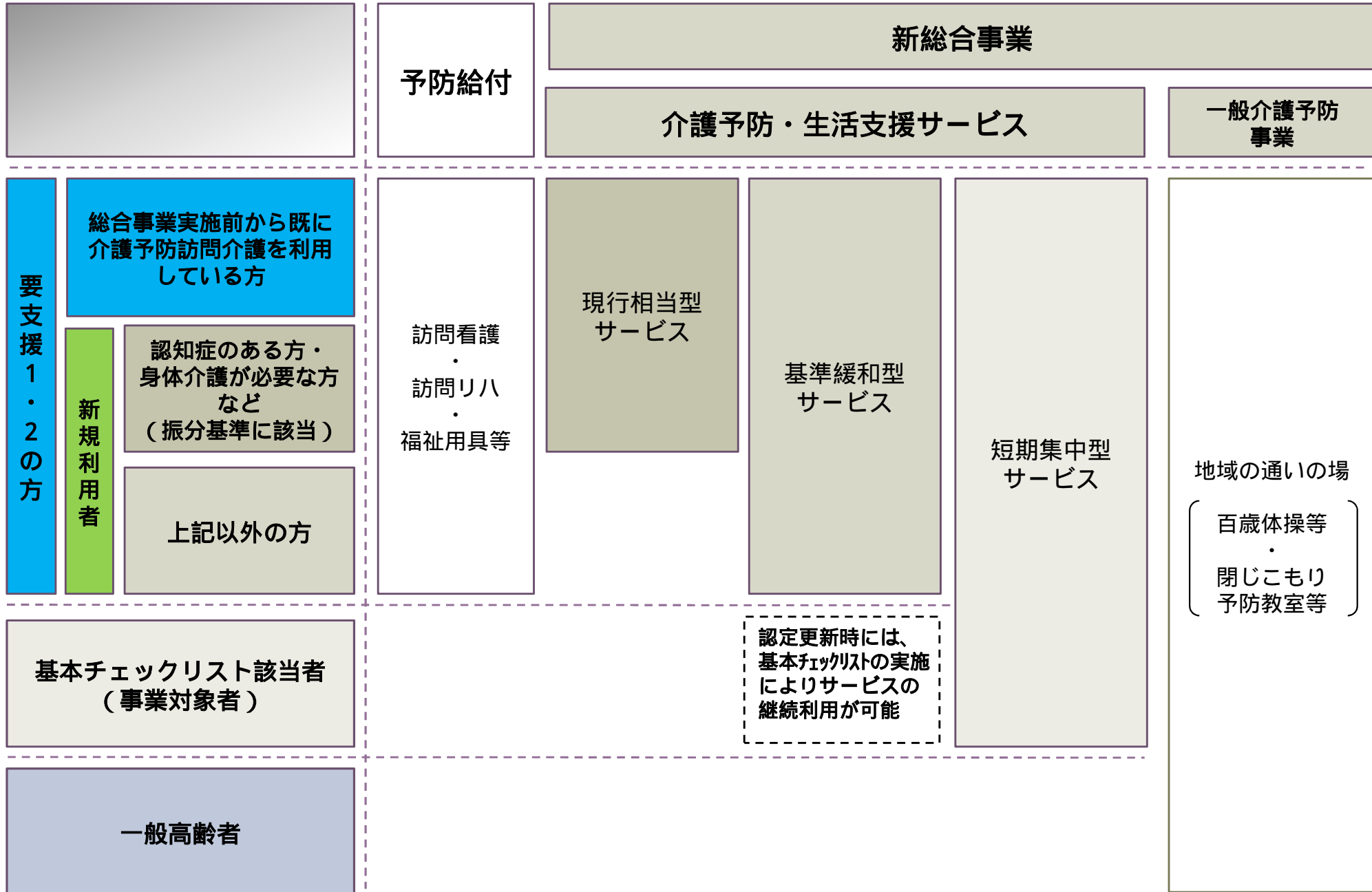
➡ 基準緩和型サービス（短時間型）

(例) ・サービスを初めて利用する際の慣らし利用
・入浴のみの利用 など

訪問型サービスの利用のイメージ

地域包括支援Cのケアマネジメントを通じて利用者が選択

必要度に応じたサービス提供

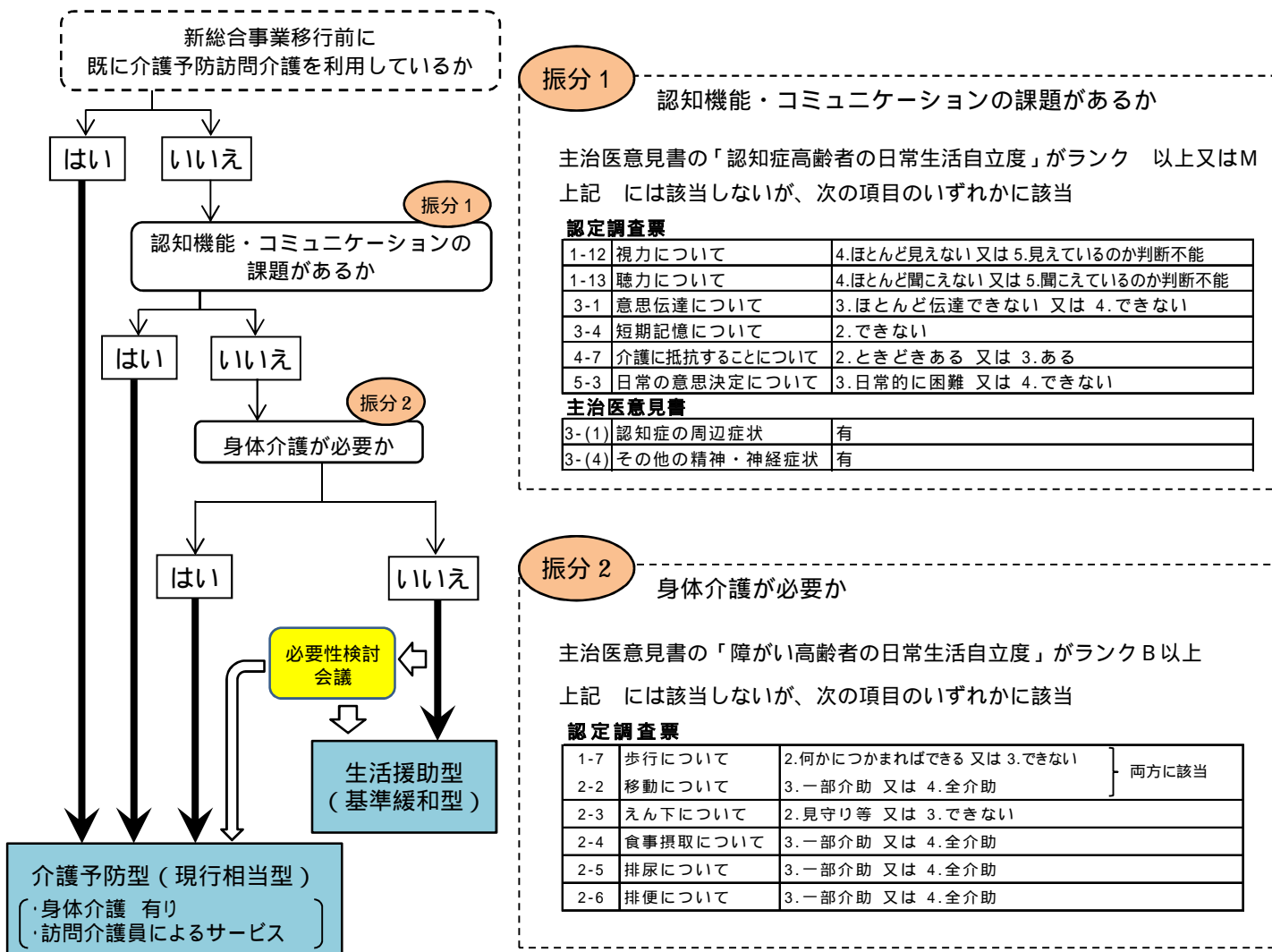


訪問型サービスの利用対象者の状態像による振り分けプロセスについて

介護予防ケアマネジメントを通じて必要な支援の内容と時間を決定するにあたり、訪問型サービスの利用については、サービス利用対象者の状態像によって、「介護予防型訪問サービス（現行相当型）」と「生活援助型訪問サービス（基準緩和型）」に振り分けるプロセスを標準化し、サービス決定の客観性・中立性・公平性を確保します。

振り分け項目には該当しないが、ケアマネジャーが「介護予防型訪問サービス」の提供が必要と考える場合には、大阪市が主催する「訪問型サービスの提供の必要性について検討する会議」において多職種による専門的な観点から検討し、必要性について意見をいただく。

訪問型サービスの利用者振り分けプロセス



「訪問型サービスの提供の必要性について検討する会議」

目的 現行相当型サービス（訪問型）の提供の必要性について、多職種による専門的な観点から意見をいただく

検討対象 「振分 1」「振分 2」の結果、「基準緩和型サービス」の利用がふさわしいとなったが、介護支援専門員が現行相当型サービスの提供が必要と考えるケース

構成員 医療・介護予防・ケアマネジメントの観点について専門的な知見を有する方

開催頻度 月 1 回程度